

デジタルハリウッド大学公的研究費管理規程

(目的)

第1条 この規程は、デジタルハリウッド大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理に関して 必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公的研究費とは、科学研究費補助金のほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人などから配分される競争的資金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、第4条及び第5条に定める統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4 最高管理責任者は、本学における公的研究費の不正な使用（以下「不正行為」という。）を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、産学官連携センター事務局長をもって充てる。

(部局責任者)

第5条 本学の各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、組織区分ごとに、次表の部局責任者欄に掲げる者とする。

組織区分	部局責任者
デジタルコミュニケーション学部	学部事務局長
デジタルコンテンツ研究科	大学院事務局長
メディアサイエンス研究所	大学院事務局長
学部事務局	学部事務局長
大学院事務局	大学院事務局長
産学官連携センター	産学官連携センター事務局長

3 部局責任者は、所管する組織において、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(相談窓口)

第6条 本学における公的研究費の使用ルール及び事務処理手続き等に関して、大学内外から相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行の適切な支援に努める。

2 使用ルールの相談窓口および、事務処理手続きの相談窓口を産学官連携センターに置き、公的研究費に係る事務取り纏め担当者が務める。

3 相談窓口は、本学における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、必要に応じて、ホームページ等により学内又は学外へ開示するものとする。

(不正防止計画推進部署)

第7条 大学全体の観点から公的研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、産学官連携センターとする。

3 不正防止計画推進部署は、大学全体の観点から実態を把握・検証し、主体的に不正防止計画の実施に当たる。

(通報窓口)

第8条 公的研究費に係る不正行為に関する通報を受け付ける窓口を、「デジタルハリウッド大学院公益通報の適正な取扱い等に関する規程」の定めるところにより、産学官連携センターに置く。

2 通報窓口は、不正行為の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により、大学内外に開示する。

3 通報窓口は、公的研究費に係る不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けたとき、又は必要に応じて、不正防止計画推進部署に命じて、公的研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。

2 不正防止計画推進部署は、前項の調査を行ったときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為に対する措置)

第10条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合においては、次の各号のいずれかにより措置するものとする。

(1) 教職員に不正行為があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じ、「就業規則又は業務委託契約書」の定めるところにより、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

(2) 学外の者に不正行為があったと認められる場合においては、必要に応じて、取引停止、損害賠償請求又は告訴するものとする。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。